

文化部活動に係る活動方針

令和2年4月

仙台市立人来田中学校

1 本校の文化部活動が目指すもの

【学校教育目標】

知・徳・体の調和を図り、心身ともに健康で人間性豊かな生徒の育成

【校訓】

自主 ・ 友愛 ・ 健康

- (1) 文化部活動を通して、生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい生徒を育てること。
- (2) 文化部活動を通して、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、豊かな心や創造性の涵養に努めるとともに、生徒のバランスのとれた心身の成長と充実した学校生活を実現させること。
- (3) 文化部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、合理的でかつ効率的・効果的に運営されること。
- (4) 学校全体として、望ましい文化部活動の指導・運営に係る体制を構築し、教職員がより生徒に向き合える学校体制をつくること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 学校の文化部活動に係る活動方針策定

- ・校長は、「文化部活動の方針」（仙台市教育委員会 R2年4月策定）に則り、毎年度、「文化部活動に係る活動方針」を策定する。

(2) 年間活動計画の作成

- ①文化部顧問は、年間活動計画を作成する。
- ②文化部顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定コンクール・コンテストの日程等を明示する。
- ③文化部顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(3) 方針と計画の公表

- ・上記（1）（2）の活動方針並びに年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(4) 毎月の活動計画の作成

- ・文化部顧問は、毎月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定コンクール・コンテストの日程等）を作成する。

(5) 毎月の活動計画の通知

- ・文化部顧問は、上記(4)毎月の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(6) 毎月の活動実績報告

- ・文化部顧問は、毎月の活動実績報告(活動日時, 場所, 休養日及び参加予定コンクール・コンテストの日程等)を行う。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する文化部

- ①令和2年度は下記の文化部を設置することとする。
 - ・吹奏楽部
- ②文化部顧問については部活動指導計画参照

(2) 保護者への説明

- ①文化部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画, 活動日, 休養日, 参加するコンクール・コンテスト等について理解と協力を得る。
- ②文化部顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日 *休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

- ①学期中は、週2日以上以上の休養日を設定する。
 - ※平日は少なくとも1日, 土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ②週末にコンクール・コンテスト参加等で活動した場合は、原則として、休養日はほかの週末に振り替える。コンクール・コンテストが週末に連続して開催され、ほかの週末に振り返られない場合には、平日に休養日を設定する。
 - ※祝日, 休日は週末と同じ扱いとする。

(2) 長期休業中の休養日

- ・学期中に準じるものとするが、原則として、週末及び祝日, 休日, 学校閉庁日を休養日とする。

(3) 休養期間の設定

- ①定期考査期間やコンクール・コンテスト終了時期等を活用し、学期中に休養期間を設けることに努める。
- ②夏季休業中や年末年始などの学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(4) 平日の活動時間

- ・長くとも2時間程度とする。

(5) 長期休業日及び週末、祝日、休日等学校の休業日の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。

(6) 朝練習の制限

- ①同一の文化部が、長期間にわたって連続的に行う朝練習は行わないものとする。
- ②施設の利用上、放課後の活動制限等、校長が認めた場合の朝練習は行ってもよいが、生徒の健康には十分配慮して実施する。

(7) 強化練習期間（ハイシーズン）

- ・年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。

※活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を十分に確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに、部活動に対する意欲の維持、向上に努める防止するとともに、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

5 効果的・効率的な活動のための取組

(1) 健康、安全、コンプライアンスに配慮した適切な指導

- ①生徒の心身における健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）
- ②事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）
- ③体罰・ハラスメントの根絶

(2) 正しい知識に基づいた指導

- ①文化部顧問は、関係団体等が作成した文化部活動の指導手引を積極的に活用し、適切な指導を行う。
- ②文化部顧問は、バランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習が心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するよう努める。

6 学校単位で参加するコンクール・コンテスト等

(1) 参加するコンクール・コンテスト等の精選

- ①文化部顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに生徒及び顧問の負担を考慮して、学校として参加するコンクール・コンテスト等や地域からの要請による行事・催し等への参加を精選するよう努める。また、地域の行事や催し等に協力するに当たっては、特

定の文化部に負担が集中することのないよう、学校全体として参加・協力の在り方を検討する。

②校長は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒及び顧問の負担を考慮して計画するよう努める。

(2) 参加するコンクール・コンテスト等への移動手段

・本校生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用することとする。

※公共交通機関の利用が困難な場合には、業者に依頼することを検討する。

※業者に依頼することも困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得て、保護者に協力を求める。

7 今後の環境整備についての検討

・生徒の活動環境の充実のため、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立ち、地域・保護者の理解と協力を得つつ、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体等との連携等の検討を行う。